

法政大学地理学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、法政大学地理学会と称し、事務局を法政大学文学部地理学教室（東京都千代田区富士見2-17-1）に置く。本会の設立は1949年1月19日とする。

第2条 本会は、地理学および地理教育の研究ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 機関誌（法政地理、学会ニュースの発行）
- 2 研究発表会、講演会等の開催
- 3 その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条 本会の事業年度ならびに会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第5条 本会則の変更には、評議員会および総会で過半数の同意を必要とする。

第6条 会則の実施に必要な事項については、別に細則および各種規程を設ける。細則および各種規定の変更は、常任委員会において行い、評議員会および総会で報告する。ただし、会費の変更に関しては、評議員会および総会の承認を得なければならない。

第7条 本会は支部および部会を置くことができる。

第2章 会員

第8条 本会の会員は、一般会員および学生会員で構成される。

第9条 学生会員とは、学部学生（通信教育部を含む）を指す。

第10条 本会へ一般会員として入会を希望するものは、所定の申込書を本会に提出し、常任委員会の承認を得なければならない。

第11条 本会からの退会を希望する会員は、その旨を本会に申し出れば随時退会できる。ただし、当該年度までの会費を、退会前に納付しなければならない。

第12条 会員は総会で定められた会費を納めるものとする。また、既納の会費は返却されない。

第13条 会員は、機関誌、学会ニュースなどの配布を受けることができるほか、本会の行なう事業に参加することができる。

第3章 役員および役員会

第14条 本会には、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 評議員 20名
- 4 監査 2名
- 5 常任委員 6名（常任委員長・庶務・会計・集会・広報・編集委員長）
- 6 専門委員（庶務・会計・集会・広報・編集専門委員 各若干名）

第15条 会長、副会長、監査は、総会において、また評議員は別に定める法政大学地理学会評議員選挙細則にもとづき各々選出する。常任委員長および常任委員は、評議員の中から会長が指名する。

第16条 会長は、本会を代表する。なお、会長に事故ある場合は、副会長がこれを代行する。

第17条 評議員は、評議員会を組織し、本会の運営・発展に関して助言を行ったり、常任委員会から付託された重要な事項に関して審議する。

第18条 評議員会は、常任委員長が必要と認めたとき、あるいは、評議員の5分の1以上から請求があったとき、会長がこれを招集する。評議員会は、評議員の委任状を含めて3分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の多数決による。

第19条 常任委員長と常任委員は、常任委員会を構成して会務を行なう。常任委員長は、常任委員会を招集し、会務を総括する。常任委員は、各々の担当部門に関する会務を行なう。

第20条 監査は、本会の財産の状況および会務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

第21条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

第4章 総会

第22条 本会は、原則として年1回、春季に定期総会を開催する。臨時総会は、次の場合に開催する。

- 1 評議員会、もしくは常任委員会が必要と認めたとき
- 2 会員から請求があり、会長が評議員会に諮って必要と認めたとき

第23条 総会は、議案・日時・場所を明記して会長がこれを招集する。

第 24 条 総会は、委任状を含め、一般会員の 10 分の 1 以上の出席で成立する。

第 25 条 総会は、出席会員の互選による議長によって運営される。議事は、出席会員の多数決で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 26 条 定期総会における議事は、次の事項を含むものとする。

- 1 前年度の事業報告およびその承認
- 2 前年度の収支決算報告およびその承認
- 3 役員を選出（ただし隔年）
- 4 当該年度の事業計画および収支予算案の審議
- 5 評議員会もしくは常任委員会から提出された議案の審議

第 5 章 会計

第 27 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第 28 条 本会の会計は、毎年定期総会の前に監査をうけるものとする。

第 6 章 名誉会員

第 29 条 本会は、本会对して功績のあったものを、総会の議決によって名誉会員に推薦することができる。

付 則

- 1 本会則は、1983 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 本会則は、これを一部改正し 1997 年 4 月 26 日から実施する。
- 3 本会則は、これを一部改正し 2002 年 4 月 20 日から実施する。
- 4 本会則は、これを一部改正し 2005 年 4 月 23 日から実施する。
- 5 本会則は、これを一部改正し 2006 年 4 月 22 日から実施する。
- 6 本会則は、これを一部改正し 2011 年 1 月 1 日から実施する。
- 7 本会則は、これを一部改正し 2012 年 4 月 1 日から実施する。なお、2012 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までは 2011 年度として取り扱う。
- 8 本会則は、これを一部改正し 2016 年 5 月 14 日から実施する。
- 9 本会則は、これを一部改正し 2018 年 5 月 12 日から実施する。